

派遣可能期間の延長に係る労働者への周知

令和7年1月31日付け、「意見書」により聴取した意見に関する事項については下記の通りです。【労働者派遣法施行規則第33条の3第4項】

記

1 意見を聴いた過半数労働組合の名称又は過半数代表者の氏名

過半数労働者代表 ○○ ○○

(選出方法)

2 過半数労働組合又は過半数労働者代表に通知した日及び通知した事項

(1) 通知した日

令和7年1月15日

(2) 通知した事項

① 派遣可能期間を延長しようとする事業所

□□□□株式会社 岡山支店

② 延長しようとする期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

③ 当事業所における派遣労働者の受入状況

令和4年4月1日～令和6年12月末までの状況

受入部署	派遣労働者の受入期間	派遣労働者の推移	正社員数の推移
営業課	R4. 4. 1～R5. 3. 31	2名	5名
	R5. 4. 1～R6. 3. 31	1名	4名
	R6. 4. 1～R6. 12. 31	1名	4名
総務課	R4. 4. 1～R5. 3. 31	1名	3名
	R5. 4. 1～R6. 3. 31	1名	3名
	R6. 4. 1～R6. 12. 31	1名	3名

3 過半数労働者代表から意見を聴いた日及び当該意見の内容

(1) 意見を聴いた日

令和7年1月31日

(2) 意見の内容

派遣可能期間の延長について異議はありません。

(異議があった場合はその内容を記載)